

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（令和6年7月24日） 新旧対照表

| No | 公募書類  | ページ番号 | 該当箇所                      | 新<br>令和6年7月24日変更版   | 旧<br>令和6年6月24日変更版  | 変更理由                |
|----|-------|-------|---------------------------|---|--|---------------------|
| 1  | 実施契約書 | 110   | 別紙10-3第1号に掲げる表のうち「動力費」の項目 | 日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・都市ガス・水道）（以下本別紙及び別紙10-4において「物価指標③」という。）   | 日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・ガス・水道）（以下本別紙及び別紙10-4において「物価指標③」という。）  | 公表される物価指標の表現に合わせるもの |
| 2  | 実施契約書 | 110   | 別紙10-3第1号に掲げる表のうち「修繕費」の項目 | 日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数における参考指数としての消費税を除く基本分類指数（総平均）（以下本別紙及び別紙10-4において「物価指標④」という。）  | 日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均）（以下本別紙及び別紙10-4において「物価指標④」という。）   | 公表される物価指標の表現に合わせるもの |
| 3  | 実施契約書 | 113   | 別紙10-4第2項第1号              | 本契約第56条第1項第2号の規定による運営権者収受額の臨時改定の実施時以降のいずれかの時点において、実勢動力費水準（ただし、「改定検討日」を当該時点と読み替えて適用する。以下本号において同じ。）と基準動力費水準の差が動力費割合以下となった場合、当該時点の属する月の____初日以降、同号の規定による改定はなされなかったものとして、当該時点を基準として再計算された月次運営権者収受額が適用されるものとする。  | 本契約第56条第1項第2号の規定による運営権者収受額の臨時改定の実施時以降のいずれかの時点において、実勢動力費水準（ただし、「改定検討日」を当該時点と読み替えて適用する。以下本号において同じ。）と基準動力費水準の差が動力費割合以下となった場合、当該時点の属する月の翌月の初日以降、同号の規定による改定はなされなかったものとして、当該時点を基準として再計算された月次運営権者収受額が適用されるものとする。                  | 実務実態を踏まえた表現の明確化     |
| 4  | 実施契約書 | 115   | 別紙10-4第3項第1号              | なお、本項の規定による運営権者収受額の臨時改定の実施時以降のいずれかの時点において、上記算出式に従って（ただし、「改定検討日」を当該時点と読み替えて適用する。）算出される物価変動比率（臨時改定）が物価割合以下となった場合、当該時点（以下「臨時改定効力終了時」という。）が属する月の____初日以降、本契約第56条第1項第3号の規定による改定がなされないものとして、当該時点を基準として再計算された月次運営権者収受額が適用されるものとする。なお、その後同一料金期間中に再度本契約第56条第1項第3号の規定による運営権者収受額の臨時改定を実施することは妨げられない。 | なお、本項の規定による運営権者収受額の臨時改定の実施時以降のいずれかの時点において、上記算出式に従って（ただし、「改定検討日」を当該時点と読み替えて適用する。）算出される物価変動比率（臨時改定）が物価割合以下となった場合、当該時点（以下「臨時改定効力終了時」という。）が属する月の翌月の初日以降、本契約第56条第1項第3号の規定による改定がなされないものとして、当該時点を基準として再計算された月次運営権者収受額が適用されるものとする。 | 実務実態を踏まえた表現の明確化     |